

滋賀県のステージ判断指標の見直しに伴い、令和2年11月1日以降に適用する

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルについて
  2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について
- を変更したのでお知らせします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルについて（令和2年11月1日以降適用）

大学活動レベル		0	1	2	3	4	5
概要		通常どおりの活動が可能な状態	滋賀県では、感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階	滋賀県では、感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	滋賀県では、クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	滋賀県では、大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染爆発により公衆衛生体制および医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	本学教職員、学生または関係者が <b>感染し、学内に立ち入った状態</b>
滋賀県	ステージ	—	滋賀らしい生活三つよしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）	注意ステージ（ステージⅡ）	警戒ステージ（ステージⅢ）	特別警戒ステージ（ステージⅣ）	
本学教職員・学生	感染後立入有	—	—	—	—	—	○

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る大学活動レベルについて滋賀県のステージ、近隣府県の状況等を参考にして理事長が定める。上記の表はこれをまとめたものである。
- 2 本学教職員、学生または関係者が感染し大学構内に立ち入っている場合は、それまでの大学活動レベルにかかわらず「5」に移行する。
- 3 大学活動レベルは全体または活動区分で決定するものとするが、大学の状況等も鑑みて柔軟に行うものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について(令和2年11月1日適用)

令和2年11月1日から適用する新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベルは、次のとおりとします。  
 令和2年10月15日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージの判断指標の見直しが行われました。これによると現在滋賀県は、「ステージⅠ」となります。  
 滋賀県立大学活動レベルは、滋賀県のステージ判断を参考に理事長が定めることとなっています。  
 滋賀県立大学活動レベルによる行動基準は、関係者が感染し立ち入ったレベル「5」と、コロナ以前のレベル「0」を別にすると4段階で、概ね滋賀県の定めるステージⅠからⅣに呼応しますので、大学活動レベルに応じた活動区分ごとの行動基準は変更しないこととします。  
 後期授業の開始に伴い、レベル「2」を基本としつつ、これまでと同様、研究活動等については時差登校や学位論文にかかわる研究活動再開時のガイドラインに基づく学内外の行動記録の徹底、会議・行事については三密回避の徹底を含めた感染防止策の実施、課外活動については課外活動計画書の提出・計画の順守等課外活動指針の厳守等の対応することにより、引き続き「1」として取り扱ってまいります。  
 今後、滋賀県のステージ見直しに伴い、大学活動レベルを「1」に変更します。  
 この見直しによって、今後の取り組みが大きく変わるものではありませんが、行事などでは、必要に応じて接触確認アプリ「COCOA」や新型コロナウイルス感染症拡大防止システム「もしサボ滋賀」などの活用をお願いします。また、学内外の行動についてスマホの無料アプリの活用等により記録し、自己管理するとともに必要に応じ提出できるようにしてください。  
 今後状況の変化に応じて活動レベルを変更することがありますが、手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策を引き続き徹底されるようお願いいたします。

活動区分 大学活動レベル	1. 教育	2. 教員活動および学生の研究活動	3. 大学職員 事務職、技術職など	4. 会議・行事	学生		7. 出張・旅行	8. 学外者(受験生含む)の入構制限	9. 大学施設貸付
	(講義、演習、実験・実習)				5. 大学への登校	6. 課外活動			
0	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	感染防止対策を講じて対面実施	・感染防止対策を講じて実施 ・感染予防チェックリストの徹底 ・在宅研究可	・感染防止対策を講じて通常勤務 ・在宅勤務可	・感染防止対策を講じて実施 ・会議行事とも対面可 ・会議特例継続 ・行事は規模・内容を検討して判断	感染防止対策を講じて可	感染防止対策を講じて可	・感染防止対策を講じて可（リスクの高い地域への出張・旅行は注意） ・海外渡航は外務省海外安全HPに従う。	・感染防止対策を講じて入構可 ・図書情報センターは学内者のみ利用可	・令和2年度の外部貸出は原則実施しない。
2	・感染症対策を講じて対面実施 ・状況により遠隔授業	・最小限の研究活動 ・在宅研究可 ・新規研究不可	・在宅勤務、時差出勤推奨 ・別室勤務推奨	・会議等は特例に従う。 ・行事は原則オンライン	・対面実施される授業 ・許可された研究室入室、研究指導のみ登校可	原則不可	・感染防止対策を講じて可（リスクの高い地域への出張・旅行は注意） ・海外渡航は不可	・感染防止対策を講じて入構可 ・図書情報センターは学内者のみ利用可	不可
3	・原則遠隔授業 ・対面実施は限定	・最小限の研究活動 ・研究指導は限定 ・在宅研究推奨、緊急事態宣言区域教員は在宅研究	・在宅勤務、時差出勤推奨 ・別室勤務推奨 ・緊急事態宣言区域からの通勤不可	・会議等は特例に従う。 ・行事はオンライン開催できないものは中止	・対面実施される授業 ・許可された研究室入室、研究指導のみ登校可 ・緊急事態宣言区域からの登校不可	不可	・緊急事態宣言地域への不要不急の出張・旅行は原則禁止、その他地域へは自粛 ・海外渡航は不可	・緊急事態宣言地域からの入構不可	不可
4	・遠隔授業 ・遠隔対応できない授業は休講	・機能維持のため最小限の研究活動のみ可 ・在宅研究活動	・在宅勤務 ・大学機能維持に必要な職員のみ出勤	原則不可	登校不可		原則不可	原則不可	不可
5	立入禁止区域での授業等は遠隔または休講	立入禁止区域への入構禁止	・立入禁止区域での勤務不可 ・区域に応じて大学機能維持に必要な職員のみ出勤	不可	立入禁止区域への登校禁止	不可	不可	不可	不可

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとする。